

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年6月まで

昭和62年3月にそれまで勤務した事業所を退職した時、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。私が所持する預金通帳には、「62.6.24 振替 支払 102,220 コクホ ホカ」と記帳されているが、この支払の中に、申立期間の国民年金保険料が含まれていると思うので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人名義の預金通帳を見ると、昭和62年6月24日に「コクホ ホカ」として10万2,220円振替出金されていることが確認でき、この前後の取引状況及び申立人が居住していた自治体の国民健康保険税の納期から、この「コクホ」に該当するものは、昭和62年度第1期分及び第2期分の国民健康保険税と推定され、申立人の61年分の所得及び申立期間当時の申立人の世帯の国民健康保険被保険者数などを考慮して当該保険料額を試算すると、約8万円となる。

また、申立人が、申立期間当時、上記の国民健康保険税と申立期間の国民年金保険料（2万2,200円）を併せて納付した場合、その合計額は約10万円強となり、預金通帳に記載された金額とほぼ一致する。

さらに、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年3月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から30年9月1日まで

社会保険事務所において、A事業所における厚生年金保険被保険者期間の照会を行ったところ、申立期間における被保険者記録が欠落していることが判明した。当該事業所には、昭和27年7月に前の勤務先を辞めて直ぐ就職し、平成7年10月15日の定年まで、一時退職することなく勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した社員名簿、被保険者台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は昭和30年3月1日からA事業所に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における社会保険事務所の昭和30年9月1日の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和29年9月1日から30年2月28日について、A事業所に照会したところ、当該事業所が申立人を再雇用したとする30年3月1日までの期間に在籍していたことを示す関連資料は無いことから確認できないとしている。

また、A事業所の当時の事業主は故人となっていることから、申立人の勤務状況を確認できなかったものの、現在の事業主から、「当時の事業主は申立人について再雇用した人であると述べていたことを記憶している。」との証言を得た。

さらに、申立期間のうち、昭和29年9月1日から30年2月28日において、A事業所で厚生年金保険の資格を取得している複数の元従業員に照会したが、申立人が当該期間に当該事業所に継続して勤務していたかについては不明としており、勤務状況について確認できなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年7月1日まで

社会保険事務所の職員が訪ねてきたとき、初めて標準報酬月額が減額訂正されていることを知った。A事業所の代表取締役であったが、A事業所の倒産により業務執行が停止した後の自らが関与していない訂正であるため、同事業所が届け出ている当初の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA事業所における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は当初59万円と記録されていたが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年7月1日以降の同年9月12日付けで、平成8年11月から9年6月までの標準報酬月額が20万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は当該事業所の代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、「申立てに係る標準報酬月額の^{そきゅう}遡及減額処理は事実上の倒産後に行われているが、倒産後は業務執行を代理人（弁護士）に任せており、自分が関与する余地は無い。」と主張しており、当該代理人から、「当時、社会保険事務の処理に関して、申立人から具体的な指示は無かった。」との証言を得た。

さらに、倒産前後をとおして社会保険事務を専任で担当した事務員から、「倒産後、社長は債権者の追求から逃れるために会社に姿を見せなくなっており、代理人の下で倒産後の事務処理を手伝いました。社会保険の全喪届の手続のために社会保険事務所へ行ったとき、社会保険料の未納期間が残る間は当該手続を認めないと言われました。元社員の国民健康保険の加入手続を猶与すること

ができないので、社会保険事務所の職員に言われるままに代表者の標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正のために各種届出を作成し、代理人から預かってきた代表印を使って処理したと思う。」との証言を得た。

以上のことから、申立人が、当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり 59 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 7 月 1 日から 30 年 9 月 10 日まで
②昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 6 月 1 日まで
③昭和 31 年 6 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 年 1 か月後の昭和 44 年 5 月 9 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には既に国民年金に加入し、申立期間直後から昭和 56 年 1 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を再取得するまでの間、国民年金保険料を完納していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、申立期間③に係る事業所で、申立人の厚生年金保険被保険者原票の前後合わせて 50 名において、申立人の資格喪失日である昭和 39 年 3 月 31 日の前後約 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる女性 24 名のうち、社会保険庁のオンライン記録から当該事業所を最終事業所として脱退手当金の支給が確認できた者（8 名）全員の同原票には、脱退手当金を支給したことを表す「脱（脱手）」表示があるが、申立人の同原票にはその表示が無く、同原票に「脱（脱手）」表示の無い者（14 名）のうちで、当該事業所を最終事業所として脱退手当金の支給が確認できる者はいないことから、申立人に脱退手当金

が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月26日から同年11月26日まで

A社に勤務していた期間について、社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社B製作所から同社C事業所へ転勤した際、同社B製作所の被保険者資格喪失日が昭和43年10月27日であるのに対して、同社C事業所の被保険者資格取得日が同年11月26日となっているため、当該期間については厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。

A社には継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社C事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人は、昭和43年11月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる。

しかし、A社に保管されている健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、申立人のA社C事業所での資格取得年月日は、昭和43年10月26日と記載されており、その受付印から、同資格取得届は当該事業所を管轄する社会保険事務所で同年11月30日に受理されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社C事業所の事業主は、申立人が昭和43年10月26日に厚生年金保険被保険者の資格の取得をした旨の届出を社会保険

事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されているとおり、2万4,000円とすることが妥当である。

静岡国民年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年3月まで
私が21歳か22歳のころ、役場から「国民年金保険料が2年分払えるから来てくれないか。」との電話を受けて、役場の2階で国民年金の加入手続をし、2年間分の未納保険料をまとめて納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21歳か22歳（昭和51年前後）のころ、役場の2階で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月に払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかなる理由もないことから、このころに加入手続を行ったと推測される。

また、申立人は、加入手続と同時に未納であった2年間分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、昭和52年2月時点では、申立期間のうち、49年2月から同年12月までの国民年金保険料は既に時効であり、納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が記憶する申立期間の保険料額と実際の保険料額とは大きく異なる上、申立人が居住する町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納とされており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から43年3月まで

私は、市役所を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであり、また、市役所在勤中は国民年金の事務に携わり、未納者等に対して通知したこともあるので、自分自身の未納期間を放置したとは思えない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、国民年金に加入した時期について、20歳に到達した昭和42年9月に市役所の同僚と一緒に国民年金の加入手続をしたと主張していたが、当該同僚が国民年金に加入したのは48年4月であり、申立人の主張と相違する。

また、その後、申立人は、市役所を退職した昭和45年8月ごろに国民年金の加入手続を行ったと述べ、申立人の国民年金手帳記号番号は45年8月に払い出されていることから、このころ国民年金の加入手続を行い、満20歳到達時点にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したと推測できる。

しかし、この時点で、申立期間は既に時効期限を過ぎており、申立期間の保険料を納付するためには、この時期に実施していた第1回特例納付制度により納付することが可能であったが、申立人は、国民年金保険料を一括して納付した記憶は無く、納付組織を通じて納付していたと述べていることから、同制度により納付したことはうかがえず、一方、申立期間直後の43年4月以降の保険料は納付済みであることから、申立人は、加入手続を行った45年8月ごろに時効にかからなかった過去2年間分の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法は分からないと主張が変遷するなど、その記憶はあいまいであり、保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、日記、預金通帳等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から50年2月まで

私は、昭和48年3月に結婚し、間もなくして自分で役場の支所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料を納付した際、国民年金手帳に領収印を押してもらった記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の主張する役場の支所では国民年金手帳の交付及び国民年金保険料の収納事務は行っておらず、申立人の記憶と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月ごろに払い出されており、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことはいかなる理由もなく、このころ申立人は国民年金に加入したと推測されるが、申立期間当時、申立人の夫は共済組合に加入しているため、申立人は任意加入対象者となり、さかのぼって資格取得し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、当初、国民年金手帳に検認してもらったと述べていたが、その後、国民年金保険料の納付書に現金を添えて納付した記憶があると述べ、明確な記憶は無いとしている上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 667

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA事業所に継続して勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 47 年 3 月 21 日に被保険者の資格を喪失し、同年 4 月 13 日に被保険者証を返納していることが確認できる。

また、同じ班であったと申立人が述べている3人についても、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同日の昭和 47 年 3 月 21 日に被保険者資格を喪失し、同年 4 月 13 日に被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA事業所の代表取締役は、「A事業所は、元々複数あった下請け業者が集まって設立された経緯があり、A事業所設立後も、旧下請け業者を基にした組織である班毎に仕事が割り振られていた。私は、申立人が所属する班の長でもあったが、申立期間当時、仕事の割り振りについて、各班間に争いが生じ、代表取締役を辞任した。」と証言しており、A事業所の閉鎖登記簿謄本によれば、代表取締役を昭和 47 年 6 月に辞任していることが確認できるものの、当該代表取締役は、「登記簿に記載された辞任

日よりも前に辞めた。」、「自分が辞めるときに、申立人ほか自分の班員の被保険者資格を喪失させたかもしれない。」とも証言していることから、代表取締役の辞任の際に部下であった申立人に係る厚生年金保険の資格を喪失させたことがうかがわれる。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 668

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から同年 11 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している人事記録によると、申立人が昭和 42 年 8 月 14 日に入社していることが確認でき、申立期間の一部期間について、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A事業所から提出があった厚生年金保険の被保険者台帳を確認したが、申立人の氏名は見当たらないほか、入社日が確認できる複数の従業員の厚生年金保険の資格取得日は、入社日から 1、2 か月後であることが確認できることから、A事業所では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが認められる。

また、申立期間当時のA事業所の社会保険事務担当者は、「社内記録によると、勤務期間が短期間である者は、厚生年金保険や雇用保険に加入させていないことがうかがわれるから、申立人が厚生年金保険に加入していなかったのであれば、短期間で退職したためではないか。」と証言している。

さらに、公共職業安定所が管理する雇用保険の被保険者記録から、申立人が、A事業所で被保険者資格を取得していることを確認することはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、昭和 42 年 3 月 17 日から同年 12 月 21 日までに被保険者資格を

取得した被保険者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 669

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 4 年 8 月 31 日まで

A事業所に代表取締役として勤務した期間のうち平成 2 年 8 月から 4 年 7 月までの標準報酬月額について、給与が月額 108 万円くらいであったと記憶しているが、社会保険庁の記録では 8 万円に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成 4 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年 9 月 4 日付けで、申立期間に係る標準報酬月額の記録が 53 万円から 8 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納があったことを認識しており、滞納保険料に充てるため、社会保険事務所の職員と話し合い、自らの標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出書に記入し押印したとしている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日において厚生年金保険の被保険者であったのは申立人ただ一人であることが確認できる。

以上のことから、申立人は、自身の標準報酬月額の減額訂正処理に同意したものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額訂正が有効なものではないと主張することは

信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和22年5月ころから24年4月1日まで
②昭和24年11月4日から25年9月ころまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和22年5月ころから昭和25年9月ころまで継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所属していたとするA事業所などの駐留軍施設に勤務する日本人従業員については、国がその労務管理にあたっていたが、昭和23年から24年にかけて駐留軍施設が所在する都道府県に「渉外労務管理事務所」を設立し、それ以降は国の機関委任事務として駐留軍施設従業員の労務管理業務を行っていた。

しかし、「進駐軍労働者に対する健康保険、厚生年金保険の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号・厚生省保険局長通知）により、各地の渉外労務管理事務所は昭和24年4月1日以降、順次社会保険制度の適用事業所となっており、申立期間①においてB事務所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人が当該事務所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、当該事務所が新規適用となった日（昭和24年4月1日）と同日であることが確認できる。

申立期間②について、当該期間において厚生年金保険の加入記録のある同僚は、「申立人は自分と同じ兵舎に勤務していたが、人員整理により辞めたと記憶している。私は兵舎閉鎖後も残って勤務していた。」と証言している。また、他の複数の同僚は申立人が勤務していたことを記憶しているものの、

勤務時期を特定することはできなかった。

さらに、申立期間当時にB事務所の労務管理を行っていたC県、現在駐留軍施設従業員の労務管理を行っている独立行政法人D機構、及び当該機構を統括するE省F局に申立期間当時における厚生年金保険の適用、保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和22年4月ころから24年4月1日まで
②昭和24年12月1日から25年10月ころまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和22年4月ころから昭和25年10月ころまで継続して勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所属していたとするA事業所などの駐留軍施設に勤務する日本人従業員については、国がその労務管理にあたっていたが、昭和23年から24年にかけて駐留軍施設が所在する都道府県に「渉外労務管理事務所」を設立し、それ以降は国の機関委任事務として駐留軍施設従業員の労務管理業務を行っていた。

しかし、「進駐軍労働者に対する健康保険、厚生年金保険の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号・厚生省保険局長通知）により、各地の渉外労務管理事務所は昭和24年4月1日以降、順次社会保険制度の適用事業所となっており、申立期間①においてB事務所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人が当該事務所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は、当該事務所が新規適用となった日（昭和24年4月1日）と同日であることが確認できる。

申立期間②について、申立人が同僚として名前を挙げた者については既に亡くなっており、申立期間当時の勤務状況について証言を得ることができなかった。

また、申立期間当時にB事務所の労務管理を行っていたC県、現在駐留軍

施設従業員の労務管理を行っている独立行政法人D機構、及び当該機構を統括するE省F局に申立期間当時における厚生年金保険の適用、保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

なお、独立行政法人D機構が保有する従業員台帳から、申立人の採用日、退職日ともに申立人の厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 672

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 26 日から 33 年 9 月 25 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における仕事内容の詳細な説明から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険庁の記録から、申立期間当時、A事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員は、「申立人と一緒に働いていたという記憶は無い。申立人の仕事内容からすると、別部門で働いていたのではないか。その別部門で働いていた者は正社員ではなく、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

また、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、また、申立人が、自分と同じ部門で仕事に従事していたとして、氏名を挙げた複数の同僚についても、当該氏名は見当たらなかった。

さらに、申立人が記憶していたA事業所の従業員数に比べ、上記の名簿から確認できる申立期間の厚生年金保険被保険者数は少ないことから、A事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主とは連絡を取ることができないため、A事業所の雇用

形態、厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。